

消費者被害注意情報

「ハロゲンヒーター」の事故にご用心！

寒さが身にしみる季節となりました。猫でなくても「こたつ」が恋しい毎日です。この時期には電気暖房機器による事故などの相談が寄せられますが、ここ数年は「ハロゲンヒーター」に関する相談が目立ちます。

国民生活センターによれば、過去10年間の事故の相談を分析すると、電気暖房機器の相談のうち3割がハロゲンヒーターによるもので、近年大幅に増加しています。

相談事例を見ると、生命に関わるおそれのあるものもあるようです。また、リコール製品も多く出回っているようですので、所有者からの相談を受理した際は、販売店にリコールの有無を照会するようアドバイスしてください。

相談事例

危害事例：就寝後、2階から出火して自宅が全焼し、夫は火傷で入院

発火事例：3年前に購入したが、4・5日前から使用中に煙が出るようになったと思ったら、スイッチを入れた途端に発火し、炎が1メートル以上燃え上がった。

故障事例：1年半前にテレビショッピングで購入したが故障した。苦情を言ったら通常1年しかもたないと言われた。

消費者へのアドバイス

あまり近づいて暖をとると火傷の心配がある

形状的に倒れやすい点や、触れやすい高温部などに注意が必要

リモコン搭載機は他のリモコンで誤動作する製品もある

部分暖房が目的の製品であり、部屋全体の暖房に不向き

岡山県で訪問販売業者を行政処分！

被処分業者

名称：株式会社ナカモト寝装

代表者：中田正章

所在地：倉敷市青江 849 番地の 1

取扱品：羽毛布団、敷布団、ムートンセンターラグ等

処分内容

業務停止命令 3ヶ月 (H20.12.19～H21.3.18)

処分理由

高齢者宅を「古い布団はないかな？」などと販売の勧誘目的を告げずに訪問し、再三断っているのに執拗に勧誘を続け、また、売買契約の解除に関する事項の記載が不備な契約書面を交付した。

抵触する法令違反は、氏名・勧誘目的の明示（特定商取引法3条）書面記載不備（法5条1・2項）、迷惑勧誘（法7条3号、規則7条1号）

悪質商法は
許さないゾ
ー！！

